令和5年度

管路更新(耐震化)事業

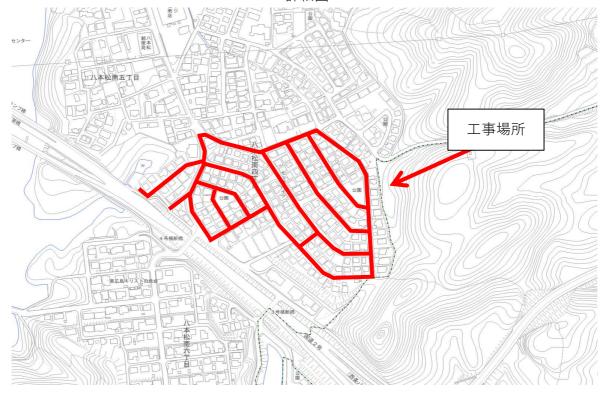
八本松南四丁目(七ツ池ハイツ)地区配水管布設替工事 仕様書

施 工 場 所 東広島市八本松南四丁目

令和5年度 管路更新(耐震化)事業 八本松南四丁目(七ツ池ハイツ)地区配水管布設替工事工事位置図



詳細図



特 記 仕 様 書

八本松南四丁目(七ツ池ハイツ)地区配水管布設替工事

第1章 総則

- 1. 適用
- 2. 前払金
- 3. 債務負担
- 4. 現場代理人の兼務
- 5. 現場作業終期日
- 6. 履行報告
- 7. 官公庁等への手続き等
- 8. 工事中情報共有システム
- 9. 熱中症対策に資する現場管理費の補正
- 10. 主任(監理)技術者及び現場代理人の配置について
- 11. 法定外の労災保険の付保
- 12. 週休2日モデル工事の試行
- 13. 建設副産物の取り扱いについて
- 14. 配管従事者の条件等

第2章 工事材料

1. 使用材料

第3章 施工条件

- 1. 安全対策
 - (1) 交通誘導警備員·警戒船·保安要員
 - (2) 架空線の防護管に要する費用について
 - (3)
- 2. 仮設備
 - (1) 土留工
- 3. 盛土・埋戻土
 - (1) 購入土(搬入)(建設発生土リサイクルプラントが製造した処理土)
 - (2) 購入土(搬入)(真砂土)
- 4. 建設副産物
 - (1) 建設発生土(搬出) (建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地 又は建設発生土受入地
 - (2) コンクリート殻 (無筋) (搬出)
 - (3) アスファルト殼(搬出)
 - (4) 建設汚泥(搬出)
- 5. 工事支障物件
 - (1) 地下·地上障害物
 - (2) 試掘調査
- 1. その他
 - (1) 部分使用
 - (2) 工事中の安全確保
 - (3) 施工時期及び施工時間の変更
 - (4) 水圧試験
 - (5) 工事の施工について【配水管】
 - (6) 工事の施工について【給水管】

(7) 水道技術管理補助者検査について

第4章 施工管理

- 1. 出来形管理
 - (1) 出来形管理報告
- 2. 品質管理
 - (1) 品質管理報告

第5章 その他

- 1. 工事関係書類
- 2. 工事写真
- 3. 疑義の解決等
- 4. 仮設工
- 5. 提出書類

特記仕様書

第1章 総則

1. 適用

本工事の施工にあたっては、「土木工事共通仕様書(令和5年8月)広島版(適用区分「広島」 及び「広島県」) | に基づいて実施しなければならない。

この場合においては、次のとおりとする。

- (1) 水道編については広島県水道広域連合企業団東広島事務所の定める「請負工事における施工管理 基準」及び「広島県水道広域連合企業団東広島事務所出来形・品質管理基準及び規格値」に基づ き施工管理するものとする。
- (2) 「広島県」とあるのは「広島県水道広域連合企業団東広島事務所」と読み替える。(ただし、第1編第1章第1節1-1-1-24第10項、第1編第1章第2節1-1-2-1第3項、1-1-2-11第1項、第6項、第8項、1-1-2-14第2項、1-1-2-16第1項、第3項、第2編第1章第3節2-1-3-1、第3編第1章第2節3-1-2-2第2項においては読み替えない。)
- (3) 「建設工事請負契約約款」とあるのは「東広島市の建設工事請負契約約款」と読み替える。
- (4) 「土木工事監督規程」とあるのは「東広島市建設工事監督事務取扱要綱」と読み替える。
- (5) 「十木工事検査規程」とあるのは「東広島市建設工事検査規程」と読み替える。
- (6) 「建設工事執行規則第19条の1」とあるのは「東広島市建設工事執行規則第19条第1項」と、 「建設工事執行規則第41条の2」とあるのは「東広島市建設工事執行規則第41条第2項」と読み替 える。
- (7) 「広島県契約規則第2条の1」とあるのは「東広島市契約規則第2条第1項」と読み替える。
- (8) 「土木工事検査技術基準」とあるのは「東広島市の「土木工事検査技術基準」」と読み替える。
- (9) 「低入札価格調査制度事務取扱要綱」とあるのは「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領」 と読み替える。
- (10) 「広島県の建設工事入札参加資格」とあるのは「東広島市の競争入札参加資格」と読み替える。
- (11) 広島県の「建設業者等指名除外要綱」とあるのは東広島市の「建設業者等指名除外基準要綱」と 読み替える。
- (12) 「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱」とあるのは「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領」と、「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱第10条」とあるのは「東広島市低入札価格調査制度事務取扱要領第11条」と読み替える。
- (13) 「県発注工事等における暴力団排除のための契約制限要綱」とあるのは「東広島市建設工事暴力団等排除要綱」と読み替える。

(14) その他

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
1	1	1	26	週休二日の対応		適用しない。
1	1	2	5	工事の下請負	3から6まで	適用しない。
1	1	2	8	工事の一時中止		適用しない。
1	1	2	9	設計図書の変更		適用しない。
1	1	2	10	工期変更		適用しない。
1	1	2	14	施工管理	1	適用しない。
1	1	2	16	環境対策	4	適用しない。
1	1	3	3	現場代理人及び主任技術者 又は監理技術者	5	適用しない。
1	1	3	4	下請負及び契約の制限	1(2)	適用しない。
1	1	3	5	主要資材の購入		適用しない。
1	1	3	7	契約後VE工事		適用しない。
1	1	3	9	県産木材の活用	(2)	適用しない。
1	1	3	10	工事現場の現場環境改善等		適用しない。
3	1	1	1	請負代金内訳書		適用しない。
3	1	1	7	工事完成図書の納品	2から6まで	適用しない。
3	1	1	8	技術検査	3から5まで	適用しない。
3	1	2	4	工事完成図書の納品		適用しない。
3	1	2	5	提出書類	2	適用しない。
3	1	3	1	工事完成図書の納品		適用しない。

3	1	3	2	技術検査	2	適用しない。

2. 前払金

契約金額が50万円以上の建設工事の場合は前払金を請求することができる。前払金は請負代金の40%以内とする。また、契約に当たって契約約款特約事項第22項により中間前払金を選択するものにあっては、中間前払金は請負代金の20%以内とする。その他、前金払・中間前金払の適用は次の要領による。

- 建設工事請負代金前金払実施要領
- · 建設工事請負代金中間前金払実施要領
- 東広島市余裕期間制度適用工事に係る事務取扱要領

3. 債務負担

各会計年度における請負代金の支払い限度額は次のとおりとする。

令和5年度 請負代金額の40%

令和6年度 残額

出来高予定額

令和5年度 0円

令和6年度 残額

発注者は、予算の都合その他の必要があるときは、支払い限度額及び出来高予定額を変更することができる。

支払い方法について、次のとおりとする。

前金払い 請求可

契約年度において請負契約金額の40%を請求できるものとする。なお、余裕期間制度適用工事においては「契約会計年度」を「工期の始期の属する年度」とする。

中間前金払・部分払い

契約約款特約事項22項により、契約締結時にいずれかを選択するものとする。ただし、中間前金払いを選択した場合においても、契約会計年度は、出来高予定額に係る当該年度末の出来高に対する部分払いを請求できるものとする。

4. 現場代理人の兼務

1 受注者は、請負金額が4,000万円(建築一式工事にあっては、8,000万円)未満に該当することにより現場代理人の工事現場への常駐を要しないこととされた場合であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、現場代理人兼務申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、他の広島県水道広域連合企業団・東広島市・広島県発注の工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

ただし、一円の地域を対象とする工事(工事場所を「○○一円」とする工事)を除く。

- (1) 兼務する工事が広島県水道広域連合企業団・東広島市・広島県のいずれかの発注であること
- (2) 兼務する工事件数が本件工事を含めて5件(災害復旧工事に係る件数を除く。)以内であること
- (3) 兼務する全ての工事現場が同一町内(※)であること。ただし、兼務する工事現場が同一町内を 越えるときは、全ての工事現場間が直線距離で5km以内であること
- (4) 兼務する工事が東広島市又は広島県発注工事である場合は、当該工事の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること
- (5) 監督職員の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること
 - なお、(4) に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

2 受注者は、前項に掲げるほか、工事箇所が10km以内で密接な関係のある他の公共工事(建設業 法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第2項が適用される工事として、同一の専任の主任技術 者による工事の管理が認められるものに限る。)において現場代理人又は主任技術者として配置されている期間であって、かつ、次に掲げる条件をいずれも満たすときは、本件工事における現場代理人について、別記様式第1号に必要な書類を添付して、他の公共工事の現場における現場代理人又は技術者等との兼務を発注者に申請することができる。

- (1) 兼務する工事件数が本件工事を含め2件以内であること
- (2) 兼務する工事個所が東広島市内であること
- (3) 兼務する工事が同一の発注者によるものでない場合は、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しを提出できること
- (4) 監督職員の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること

なお、(3) に掲げる書類については、兼務を予定する工事の発注者の承認手続に時間を要するなど、やむを得ない事情があると認められる場合には、申請後の提出も認めるものとするが、兼務する工事の発注者の承認後、速やかに兼務を承認したことを証する書面の写しを提出すること。

また、兼務の申請先が同一の発注者である場合には、兼務を希望するいずれかの工事について、申請を行えば足りるものとする。

- 3 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、承認する場合は現場代理人兼務承認書(様式第2号)により、承認しない場合は現場代理人兼務非承認書(様式第3号)に承認しない理由を記載の上、速やかに受注者に通知する。
- 4 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めたときは、現場代理人 兼務承認取消書(様式第4号)により、その承認を取消すものとする。
 - (1) 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき
 - (2) 兼務を承認した日から起算して14日(東広島市の休日を定める条例(平成元年東広島市条例第6号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき
 - (3) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
 - (4) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき
 - (5) 著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなったとき
 - (6) その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき
- 5 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行うことがある。
- ※ 同一町内における町とは西条町、八本松町、志和町又は高屋町にあっては昭和49年4月20日前の町の区域とし、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町又は安芸津町にあっては平成17年2月7日前の町の区域とする。

5. 現場作業終期日

直接工事費に係る作業終了後、速やかに「土木工事共通仕様書(令和5年8月)広島版」第1編 1-1-1-21第2項第3号に記載してある出来高が確認できる資料を監督職員に提出しなければならない。

6. 履行報告

履行報告の提出にあたっては、実施工程表と平面図(施工済み箇所を着色)又は、進捗状況が確認できる写真を添付すること。なお、月締め報告とし、翌月7日までに提出すること。

7. 官公庁等への手続き等



受注者は、関係官公庁及びその他の関係機関との諸手続きにおいて許可、承諾等を得た場合はその書面(写し)を提出するものとし、更新手続き(許可内容が同じもの)の場合は、届出等の鑑のみとする。

- 8. 工事中情報共有システム
 - (1) 工事中情報共有システムの利用は受注者の任意である。
 - (2) 受注者が工事中情報共有システムの利用を希望する場合、発注者に連絡の上、利用申込すること。

- (3) 本工事で使用する情報共有システムは次のとおり。 広島県工事中情報共有システム(一般社団法人 広島県土木協会) http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyouhoushisutemu2.html
- (4) 工事中情報共有システム利用に必要な費用は設計金額に含まれている。
- (5) 運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づくこと。この場合においては、次のとおりとする。
 - 1) 「1.3.適用する基準」のうち、「土木工事監督規定(広島県)」および「土木工事監督 実施要領(広島県)」は「東広島市建設工事監督事務取扱要綱」と、「土木工事検査規定 (広島県)」とあるのは「東広島市建設工事検査規定」と、「土木工事検査技術基準(広島県)」とあるのは「土木工事検査技術基準(東広島市)」と読み替えるものとする。
 - 2)「CAD製図基準(国土交通省)」および「CAD製図基準に関する運用ガイドライン(国土 交通省)」は適用しない。
 - 3) 「4. 検査」は適用しない。
 - 4)検査は、発注者と協議のうえ、紙媒体による検査と電子検査の併用とすることができるものとする。
 - 5) 受注者は、工事中情報共有システムにより処理した工事完成図について、電子成果品として納品するほか、紙の成果品も納品すること。

9. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、工事現場の熱中症対策に資する経費に関して、現場管理費の補正を行う工事である。
- (2) 工期(工事の始期日から工事の終期日までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。なお、検査期間13日、年末年始6日間(12月29日~1月3日)、夏季休暇3日間(国民の祝日である山の日の次の日から土曜日、日曜日、振替休日を除く3日間とする。)、工場制作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。)期間中の真夏日の状況に応じて、変更契約時に現場管理費の補正を行うものとする。
- (3) 真夏日とは、日最高気温が30度以上の日をいう。また、日最高暑さ指数 (WBGT) が25度以上の日をいう。

ただし、夜間工事のみの場合は、作業時間帯の最高気温または最高暑さ指数 (WBGT) を対象とする。

- (4) 気温の計測箇所及び結果は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。
- (5) 受注者は、工事期間中における気温の計測箇所、用いる計測値及び計測期間(計測開始日、 計測終了予定日)を明記した施工計画書を工事着手前に提出し、計測結果を工事完成時までに 監督職員に提出すること。
- (6) 受注者は、計測終了日について、工事完成時までに監督職員と協議するものとする。
- (7) 積算方法は次のとおりとする。
 - 1) 補正方法
 - ア 受注者より提出された計測結果の資料を基に、補正値を算出し現場管理費率に加算する。 なお、現場管理費率の補正は「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」、「 緊急工事の場合」及び本補正値を合計し、2%を上限とする。
 - イ 真夏日率=工期期間中の真夏日÷工期
 - ウ 補正値(%)=真夏日率×1.2
 - 2) 補正値の計算結果は、パーセント表示で小数点3位を四捨五入して2位止めとする。
- (8) 受注者より、熱中症対策に資する現場管理費の補正が不要である旨の協議があった場合は、 補正を行う工事から対象外とすることができる。
- (9) 検査職員から修補の指示があった場合、修補期間は対象外とする。

10. 主任(監理)技術者及び現場代理人の配置について

広島県水道広域連合企業団東広島事務所発注工事における主任(監理)技術者及び現場代理人の配置についての取り扱いは、「技術者等の適正配置について」によるものとする。

11. 法定外の労災保険の付保

1 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

- 2 受注者は、建設工事請負契約約款第47条に基づき、法定外の労災保険の契約締結をしたときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。
- 3 法定外の労災保険は、政府の労働者災害補償保険とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とするものであり、(公財)建設業福祉共済団、(一社)全国建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、契約を締結しているものとする。

12. 週休2日モデル工事の試行

本工事は、東広島市週休2日モデル工事等試行要領(以下、「要領」という。)に基づく週休2日 モデル工事(受注者希望型)の試行対象工事である。

(対象期間)

対象期間は、工事着手する日(準備期間は含まない)から工事完了日(後片付け期間は含まない)までとし、次の期間は対象期間から除く。

- 1) 年末年始6日間及び夏季休暇3日間
- 2) 工場製作のみが行われている期間
- 3) 災害時の緊急対応等、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間 (用語の定義)
 - 1) 本特記仕様書における「週休2日」とは、対象期間において、4週8休(対象期間の28 分の8の日数のこと。)以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「現場閉所」とは、巡回パトロール、保守点検等の現場管理上必要な作業を行う場合を 除き、現場事務所での事務作業を含め、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態 をいう。
- (3) 「受注者希望型」とは、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

(実施方法)

- ① 受注者は、週休2日モデル工事を実施する場合、契約後速やかに工事打合せ簿により発注者へ申し出るものとする。
- 2) 受注者は、工事着手までに週休2日取得が確認できる様式1「休日取得計画表(以下「計画表」という。)」を発注者に提出するものとし、対象期間を明確にするため、工事着手する日と工事完了日を計画表に明記するものとする。

なお、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業や工程上の都合等やむを得ない場合は、工事着手後であっても週休日を変更することができるものとし雨天時等で現場閉所する場合においても、週休日とすることができる。

- 3) 受注者は、「週休2日モデル工事」である旨を看板等に記載し、工事現場に設置するものとする。また、発注者は、看板設置等に必要な費用について、現場環境改善費として計上するものとする。
- 4) 受注者は、計画表に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類(工事日誌や出勤簿等)とともに、毎月7日までに監督職員に提出するものとする。
- (5) 受注者は、工事完了後、計画表に休日の取得状況を記入し、休日の取得状況が確認できる書類とともに提出するものとする。
 - <u>6</u>) 週休2日を理由とする工期延長については認めないものとする。
 - 7) 受注者は、週休2日を達成できなくなった場合は、速やかにその理由を打合せ簿等で発 注者に提出するものとする。

(経費の補正)

週休2日モデル工事に取り組んだ工事については、現場閉所状況に応じて、要領に基づき費用を 計上するものとする。

(アンケート調査等)

発注者が週休2日モデル工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

(その他)

特記仕様書に記載の外は、要領に準じる

13. 建設副産物の取り扱いについて

本工事における建設副産物の取扱いについては、土木工事共通仕様書1-1-2-11 建設副産物のとおり取り扱うこととする。なお、「再生資源利用計画」、「再生資源利用促進計画」及び「実施書の提出」については、次のとおりとする。

1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示 (デジタルサイネージによる掲示も可)し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利 用により公表するよう努めるものとする。

現場掲示様式については、次のURLを参考に作成すること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面(確認結果票)を 作成しなければならない。

※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

なお、対象となる工事は請負代金額が100万円以上、または建設発生土の搬出が500m3以上の工事を対象とする。

- (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
 - (1) 当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という)第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
 - (2) 当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規 定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
 - (3) 上記(1)、(2)に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項
- 6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を 通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知する ものとする。

7 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。

9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに 当該搬出先の管理者(搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者)に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

- (1) 建設発生土の搬出先の名称(搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。)及び所在地
- (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
- (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
- (4) 建設発生土の搬出量
- (5) 建設発生土の搬出が完了した日
- 10 建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者(搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者)に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

11 受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

12 受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。

14. 配管従事者の条件等

1 水道配水用ポリエチレン管の配管従事者は、配水用ポリエチレンパイプシステム協会(以下「POLITEC」という。)による「水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講証」を有する者とし、POLITECによる「水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講証」の写しを提出すること。

第2章 工事材料

1. 使用材料

(1)一般土木資材及び配管材料等の使用材料の有効年月は下表のとおりとし監督職員の承認及び材料確認を受けたものを使用すること。なお、滑剤及び切管用補修剤についても提出すること。

種別	材料名	有効年月	備考
一般土木資材	鉄筋	製造1年未満	
	プレキャスト製品	同上	
	既製杭	同上	
	塗料その他	同上	
配管材料	ダクタイル鋳鉄管	同上	
	ポリエチレン管	同上	
	塩化ビニル管	同上	
	鋼管	同上	
	弁・栓類	同上	
	接合材	同上	ホ゛ルト・ナット・ハ゜ ッキン
	管付属品	同上	ポリスリーブ・ロケーティングワイヤー・管明示テープ
	ボックス類	同上	

※ 管明示テープについては、当該年度または、当該施工年度とし、統一して使用すること。 なお、上記により難い場合に、(公社)日本水道協会の検査合格後3年以内で保管状況の良好な材

料であれば、監督職員の承認及び確認を受けて使用できるものとする。

(2) ダクタイル鋳鉄管の直管、異形管及び鋳鉄継手は、内面エポキシ樹脂粉体塗装品とすること。 なお鋳鉄継手は、離脱防止金具付きとすること。

- (3) ϕ 400以下の仕切弁は、ソフトシール仕切弁とし、 ϕ 450以上の仕切弁については、軽トルク・内面粉体塗装のバタフライ弁とする。
- (4) 消火栓は、FCD・内外面粉体塗装・軽トルク・グランドレス・口金ステンレス製とし、キーキャップの高さは道路天より11~20cm下がりとなるようにフランジ短管等により調整すること。
- (5) 空気弁付消火栓は、FCD・内外面粉体塗装・軽トルク・グランドレス・口金ステンレス製・急速 空気弁付(ボールコック付き)とし、キーキャップ又は空気弁カバーのいずれか高い方の高さが

道路天より11~20cm下がりとなるようにフランジ短管等により調整すること。

なお、空気弁付消火栓は水平(許容傾斜角度2°以内)に据え付けること。

やむを得ない現場条件により許容傾斜角度を超える場合は、製造会社の保証する傾斜角度以内で据え付けることができるものとする。なお、保証傾斜角度が確認できる傾斜作動試験等の成績証明書を提出すること。

(6) 空気弁は、急速空気弁(ϕ 20または ϕ 25)・FCD・内外面粉体塗装とし、空気弁のカバーの高さは 道路天より11~20cm下がりとなるようにフランジ短管等により調整すること。

なお、空気弁は水平(許容傾斜角度2°以内)に据え付けること。

やむを得ない現場条件により許容傾斜角度を超える場合は、製造会社の保証する傾斜角度以内で据え付けることができるものとする。なお、保証傾斜角度が確認できる傾斜作動試験等の成績証明書を提出すること。

- (7)補修弁は、FCD・内外面粉体塗装・ボール式・右開・面間寸法を100mmまたは150mmとする。
- (8) 仕切弁・消火栓・空気弁・空気弁付消火栓のボックスについては、広島県水道広域連合企業団東 広島事務所認定の「東広島市型」とし、型式は広島県水道広域連合企業団東広島事務所に問い合 わせること。

調整リングの材質については、レジンコンクリート製(日水協検査品)を標準としているが、樹脂製又は鋳鉄製によるものの使用についても承諾する。

- (9) 消火栓及び空気弁付消火栓のボックスまわりには、区画線(W=15cm・黄色ライン)を施工すること。なお、消火栓鉄蓋枠と区画線との離隔は、3cmする。
- (10)フランジ継手工は、緩み防止のため、ボルト、ナットにワッシャ(平座金)を取り付けること。 なお、フランジ継手材の材質については、以下のとおりとする。
 - ・フランジ用パッキン(RF-RF)は、凸部付きパッキン(日水協検査品)とする。
 - ・フランジ用パッキン(RF-GF)は、GF形ガスケット1号(JIS G 5527)とする。
 - ・フランジ用ボルト、ナット及びワッシャは、SUS製とする。なお、ボルト又はナットのねじ部 に焼き付き防止処理を施したものを使用しなければならない。
- (11) 仕切弁は原則、右回り開とするが黒瀬町内に設置する仕切弁についてのみ左回り開とする。
- (12)不断水割T字管のI寸法の長さは、下記表の寸法を参考値として用いている。

品質基準に合格するものであれば、これによらなくてもよいものとする。

FF CO F	1 0 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1 0 1	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
製品規格	I寸法(mm)	製品規格	I寸法(mm)
φ 200×φ 75 DIP用F型	235	φ75×φ75 VP用F付	153
φ200×φ50 DIP用副弁付F型	264		

(13) ポリエチレンスリーブについては、本工事では日本水道協会認定品で設計しており、実際の使用材料がこれによらない場合は事前に監督職員と協議を行うこと。

第3章 施工条件

1. 安全対策

(1) 交通誘導警備員·警戒船·保安要員

交通誘導警備員

・交通誘導警備員の配置人数は、工事着手後、規制を要する日から315日間 (3人/日)を見込んでいる。ただし、現場条件の変更等により、交通誘導警備員の人数変更が必要となった場合には、事前に監督職員と協議を行った上で変更対象とする。

(2) 架空線の防護管に要する費用について

工事区域上空の架空線の防護管に要する費用については、現在見込んでいない。

架空線に近接した工事の施工に当たって、架空線管理者又は防護管施工会社(以下、「架空線管理者等」という)との協議により、架空線管理者等から防護管に要する費用負担を求められた場合、工事打合せ簿により監督職員と協議し、設計変更の対象とする。

設計変更の対象として認められる場合は、架空線管理者等からの見積書を提出すること。

(3)

2. 仮設備

(1) 土留工

本工事における矢板工は掘削深さが1.5mを超える場所に下記矢板建込工法を見込んでいるが、 土留の種類及び施工方法については受注者の任意とし、契約変更の対象としない。 ただし、現場条件に変更が生じた場合は、監督職員と協議すること。

• 木矢板

3. 盛土・埋戻土

- (1) 購入土(搬入)(建設発生土リサイクルプラントが製造した処理土)
 - 本工事では、 1,407m3(ほぐし) の土砂購入を見込んでいる。
 - ① 当該工事に使用する購入土は、建設発生土処分先一覧表に掲載された建設発生土リサイクルプラントが製造した処理土(改良土を含む。)を使用するものとする。積算にあたっては、運搬費と処理土購入費(工場渡し)の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き購入土に要する費用(単価)は変更しない。
 - ② ①により使用することとしている処理土について、何らかの事情によりその使用が困難である場合は、設計図書の内容について監督職員と協議すること。
 - ③ 使用する処理土がセメント及びセメント系固化材を使用した改良土の場合、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領(案)」に基づき、建設発生土リサイクルプラントから試験結果の提示を受けるとともに、施工後に六価クロム溶出試験を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。
- (2) 購入土(搬入)(真砂土)

本工事では、 592m3(ほぐし) の真砂土購入を見込んでいる。

4. 建設副産物

(1) 建設発生土(搬出) (建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地 (一時たい積))

当該工事により発生する建設発生土は、公の関与する埋立地、建設発生土処分先一覧表に掲載されている建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地(一時たい積)のいずれかに搬出するものとする。また、搬出先として、運搬費と受入費(平日の受入費用)の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラント、建設発生土受入地又は建設発生土受入地(一時たい積)を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用(単価)は変更しない。

ただし、災害復旧工事において、市が公募により決定した「災害発生土民間受入先」と受入について土質や搬出スケジュール等の協議が整えば、搬出先を「災害発生土民間受入先」に変更する場合がある。

当該工事で見込んでいる再資源化施設、運搬距離

(名称) 黒瀬資源再利用センター株式会社

(所在地) 東広島市黒瀬町大多田字大十田302-52

(運搬距離) 10.3km

(2) コンクリート殻(無筋)(搬出)

当該工事により発生するコンクリート殻(無筋)は、広島県制定の再資源化施設一覧表に掲載されている施設に搬出するものとする。

搬出先として、運搬費と受入費(平日の受入費用)の合計が最も経済的になる再資源化施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き処分に要する費用(単価)は変更しない。また、運搬距離は 6.9km を見込んでいる。

(3) アスファルト殻(搬出)

当該工事により発生するアスファルト殻は、広島県制定の再資源化施設一覧表に掲載されている施設に搬出するものとする。

搬出先として、運搬費と受入費(平日の受入費用)の合計が最も経済的になる再資源化施設を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き処分に要する費用(単価)は変更しない。また、運搬距離は 7.6km を見込んでいる。

- (4) 建設汚泥(搬出)
 - ・舗装の切断作業時に発生する排水 (汚泥) は、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正に処理しなければならない。
 - ・舗装の切断作業時に発生する排水 14m3 は、建設汚泥として、汚泥の産業廃棄物処分業の中間処理の許可を受けている産業廃棄物中間処理施設に搬出するものとする。なお、搬出先は、運搬費と受入費の合計が最も安価になる施設を見込んでおり、設計変更の対象としない。また、運搬距離は 11.9km を見込んでいる。

- ・受注者は、舗装の切断作業時に発生した排水の委託処理に関する契約書の写しを提出すること。また、工事完成後、速やかに本工事の工事名を記載して交付したマニュフェストの写しを 監督員に提出すること。ただし、アスファルトコア採取の排水については、受注者において適 正に管理するものとし、提出は求めない。
- ・実施数量は、次の計算式又はマニュフェストの実績の少ない方で契約変更するものとする。 計算式 排水量 $V=0.023 \times t \times L$ (t:舗装厚(m)、L: 切断延長(m))
- ※舗装版の種類は、アスファルト及びコンクリートを問わない。

なお、適正な処理の実施に際して、排水を脱水処理することができる場合等は、協議の上、当該排水の運搬処理費の削除等について契約変更できるものとする。

5. 工事支障物件

(1) 地下・地上障害物

支障物件名 NTT占用管

管理者 (株)NTTフィールドテクノ

位置全路線

移設時期 移設は行わない。

工事方法 開削工法

防護方法 掘削範囲内で露出する場合、事前連絡し、防護方法を確認すること。

また、着工前に状況が確認できる写真を撮影しておくこと。

支障物件名 ガス導管

管理者 (株)広島中央クミアイ燃料

位置 全路線

移設時期 移設は行わない。

工事方法 開削工法

防護方法 掘削範囲内で露出する場合、事前連絡し、防護方法を確認すること。

また、着工前に状況が確認できる写真を撮影しておくこと。

支障物件名 汚水管

管理者 東広島市下水道施設課

位置 全路線

移設時期 移設は行わない。

工事方法 開削工法

防護方法 掘削範囲内で露出する場合、事前連絡し、防護方法を確認すること。

また、着工前に状況が確認できる写真を撮影しておくこと。

(2) 試掘調査

1) 試掘調査

ア 受注者は、掘削影響範囲内の公益占用物件の埋設位置の確認のため、本工事の施工に先立ち、 次のとおり試掘調査を行うものとする。

なお、詳細な掘削箇所及び掘削範囲については、監督職員と協議のうえ、決定するものとし、 契約変更の対象とする。

イ 試掘調査は、原則人力施工とし、発生土等の運搬車積込み作業は、機械施工とする。

ウ 埋設位置、深さ等を確認するため、監督職員を経由して、公益占用物件所有者等に立会を求めるものとする。

2)調査計画書(試掘調査を含む。)

受注者は、事前に監督職員から提供のあった公益占用物件台帳等を基に、事前調査を実施し、 公益占用物件の実態を把握するとともに、試掘調査の必要性を含め、監督職員と協議のうえ、掘 削箇所及び調査方法等(安全管理等を含む。)を記載した試掘調査計画書を提出するものとする。

3) 試掘調查報告書

受注者は、試掘調査実施後に埋設位置、深さ等を報告するものとし、公益占用物件に防護対策等の安全処置が必要となるときは、監督職員及び公益占用物件所有者等と協議し、その対策及び維持管理方法についても記載するものとする。試掘調査の結果、地下埋設物件等が支障となる場合は、対応方法について監督職員と協議すること。

試掘箇所(区間) 試堀箇所数 備 考

ANo. 0	1箇所	車-A11.20(W=2.0m, L=2.0m)
ANo. 0+6. 000付近ほか	6箇所	車-A11.20 (W=0.7m, L=2.0m)
ANo. 2+3. 300付近	1箇所	車-A11.20 (W=0.7m, L=4.0m)
ANo. 2+4. 700付近	1箇所	車-A11.20 (W=0.7m, L=3.0m)
ANo. 2+41. 050付近ほか	17箇所	車-A11.00(W=0.7m, L=2.0m)
BNo. 0	1箇所	車-A11.20 (W=1.0m, L=2.0m)
BNo. 3+35. 300付近ほか	5箇所	車-A11.00(W=0.7m, L=3.0m)
CNo. 0	1箇所	車-A10.90 (W=2.0m, L=3.0m)
ENo. 0	1箇所	車-A11.20 (W=0.7m, L=2.0m)
FNo. 0	1箇所	車-A10.90 (W=1.0m, L=2.0m)
HNo. 5+4. 920付近	1箇所	車-A10.80(W=0.7m, L=2.0m)

6. その他

(1) 部分使用

本工事においては、通水試験(水圧試験)及び水道技術管理補助者の検査に合格後、部分的に使用 したいので使用できる状態とすること。

(2) 工事中の安全確保

地下埋設物等の調査結果、必要であれば監督職員と協議の上、試掘を行い、地下埋設物の位置等 を確認すること。試掘調査の結果、地下埋設物件等が支障となる場合は、対応方法について監督職 員と協議すること。

(3) 施工時期及び施工時間の変更

休日・夜間作業届については、FAX・メール・工程会議等で、監督職員・請負者双方が、「作業日及び作業時間」「作業場所」「作業理由」「作業内容」について把握していれば、改めて提出しなくてよいものとする。

(4) 水圧試験

本工事において、監督職員が指示する期日までに以下の通水試験(水圧試験)を行い合格すること。

・水道配水用ポリエチレン管

管路の水圧を0.75MPaに上昇させ、5分間放置する。

5分間放置後、水圧を0.75MPaまで再加圧する。

再加圧後、すぐに水圧を0.50MPaまで減圧し、そのまま放置する。

放置してから、24時間後の水圧が0.30MPa以上であること(PEPの場合)

・水道給水用高密度ポリエチレン管

融着接合が終了し、冷却時間経過後、水圧試験待ち時間が経過するまでは、通水してはいけない。

水圧試験待ち時間は、EF継手が ϕ 30mm未満で20分以上、 ϕ 30mm以上 ϕ 50mm以下で30分以上、EFサドル部で30分以上とする。

予圧として、管路の水圧を0.75MPaに昇圧して、3分以上保持する。次に、管路の水圧を0.75MPaに昇圧させ、10分間放置する。放置してから10分後の水圧が0.60MPa以上(圧力低下率内)であること。

(5) 工事の施工について【配水管】

- ①工事着手前に近隣住民に工事の通知を行うこと。また、施工にあたっては道路使用の許可条件を遵守し、工事看板等の安全施設を設置すること。
- ②配水管と他の構造物との離隔は、布設の管種・口径に関わらず、管外面から地下埋設物外面間の離隔を交差・並列ともに、離隔を30cm以上確保することとし、離隔を30cm以上確保できない場合には、監督職員と協議すること。
- ③施工時に現場と設計に相違があることが判明した場合は、監督職員に報告し、指示を仰ぐこと。 また、設計変更が生じる場合は、監督職員と協議すること。
- ④床付面に岩石、コンクリート塊等の支障物が出た場合は床付面より10 c m以上取り除き、砂等に置き換えること。
- ⑤仮復旧は管布設後、当日中に施工すること。
- ⑥工事の施工範囲内に境界標等が設置されていないか事前調査を行い、その結果を現地調査報告書に合わせて監督職員へ報告すること。また、工事の施工により境界標等へ影響が生じる場合は、その復元方法等を監督職員と協議すること。

- ⑦現場発生品は清掃及び切管部及び損傷部の補修をした後、監督職員の指示する場所に納品すること。
- ⑧管埋設シートは、極力切断せずに埋設すること。やむを得ず切断した場合は、1m以上重ね合わせること。
- ⑨ポリエチレンスリーブは土中でのダクタイル鋳鉄管の腐食に対するものであるため、接続部 については継手部の凹凸等になじむようにたるませて確実に重ね合わせること。
- (6) 工事の施工について【給水管】
 - ①給水管分岐替工は広島県水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者の指定を受けている者で 施工すること。
 - ②水道給水用高密度ポリエチレン管の配管従事者は、配水用ポリエチレンパイプシステム協会(以下「POLITEC」という。)による「水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講証」を有する者とし、POLITECによる「水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講証」の写しを提出すること。
 - ③本工事の給水管分岐替工は、配水管分岐から第1止水栓まで、水道給水用高密度ポリエチレン管 (青ポリ、JIS外径準拠)で施工することとしている。受注者は、広島県水道広域連合企業団 東広島事務所が貸与する給水装置工事竣工図等により、現地で既設止水栓の位置を確認し、本管 分岐から第1止水栓までの施工が可能か否かを調査し、その結果を報告書で提出すること。
 - ④受注者は、発注者の指示により、対象家屋の所有者または管理者に、施工予定日、施工範囲、 復旧方法等を説明し、施工の承諾が得られた場合は、「給水管布設替えに伴う承諾書」(広島県 水道広域連合企業団東広島事務所様式)を回収すること。
- (5)本管分岐から第1止水栓までの施工が困難な場合や承諾が得られない場合は、道路内(道路境界から1m以内)で給水管の分岐替えを行うものとする。
- ⑥受注者は、家屋、塀、立木、工作物等に影響を及ぼさないよう細心の注意をして、施工すること。
- ⑦受注者は、現場状況により、家屋、塀、立木、工作物等に影響を及ぼす可能性がある場合や既設構造物にクラックや破損等の異変がある場合は、着手前の状況を記録し、写真撮影等を行い記録 しておくこと。
- ⑧給水管分岐替工は広島県水道広域連合企業団東広島事務所が定める「給水管分岐替工チェック リスト」により管理すること。継手部については、EF接合チェックシートにより、全箇所管理 すること。
- ⑨給水管分岐替工の写真管理(給水管布設完了、本管分岐位置、水圧試験、切片確認、コア挿入前後(DIPの場合)、防食フィルム取付完了)については全箇所行うこと。また、給水管布設状況、穿孔状況、土工事一連写真については10箇所に1箇所の割合で撮影すること。
- ⑩融着完了(インジケータの隆起の確認)写真は、宅地毎にEFサドル部で1箇所(ただし、鋳鉄製のサドルは不要。)、EF継手部で1箇所撮影すること。
- ①給水管洗管状況は5箇所に1箇所の割合で写真撮影を行い、その他は広島県水道広域連合企業団 東広島事務所が定める「給水管分岐替エチェックリスト」により確認を行うこと。
- ⑩給水管分岐替工の水圧試験は、給水装置の分岐位置から新設する給水管を含めて行うこと。
- ③給水管分岐替において、分岐替え作業後、量水器を取外して十分洗管し、濁り・切粉・ゴミが無いことを確認すること。また出水不足等の苦情があった場合は、受注者の責により速やかに対応すること。
- (7) 水道技術管理補助者検査について
 - ①給水管分岐替工等で、管路の部分使用(配水開始)をする場合、原則として事前に通水試験 (水圧試験)及び水道技術管理補助者検査に合格すること。
 - ②設計図書以外の給水分岐工事に着手する際は、原則として事前に通水試験(水圧試験)及び水道技術管理補助者検査に合格すること。
 - ③工事が完成した時は、水道技術管理補助者による検査を受検すること。

第4章 施工管理

- 1. 出来形管理
 - (1) 出来形管理報告

広島県水道広域連合企業団東広島事務所の定める「請負工事における施工管理基準」及び「 広島県水道広域連合企業団東広島事務所出来形・品質管理基準及び規格値」に基づき、出来形管 理を行い、現場作業の完了後、速やかに出来形管理図表、出来形数量対比図表を提出すること。

2. 品質管理

(1) 品質管理報告

広島県水道広域連合企業団東広島事務所の定める「請負工事における施工管理基準」及び「 広島県水道広域連合企業団東広島事務所出来形・品質管理基準及び規格値」に基づき、品質管理 を行い、現場作業の完了後、速やかに品質管理図表、各種試験成績図表を提出すること。

第5章 その他

1. 工事関係書類

- (1) 工事関係書類の作成は、東広島市建設工事関係書類作成要領 -土木工事編-によるものとする。
- (2) 工事関係書類の提出は、「契約関係書類」1部、「施工管理書類」は、工事打合せ簿による場合は2部、その他による場合は1部とする。

2. 工事写真

工事写真の撮影に当っては、広島県制定「写真管理基準(令和5年8月)」によるものとし、工事写真の提出部数は、工事写真帳と原本(電子媒体)を各1部提出する。

3. 疑義の解決等

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督職員と協議し決定すること。

4. 仮設工

仮設工(任意)については、事前に設置方法を施工計画書にまとめ、監督職員へ提出すること。 なお、仮設方法については、正当な理由がある場合は、請負代金額の変更対象とする。

5. 提出書類

- (1) 第1編 1-1-1-2 第15~21項については、工事打合せ簿で行うものとする。
- (2) 工事日報は広島県水道広域連合企業団東広島事務所仕様とし、週ごとに施工した部分を翌週に提出すること。

工事日報の提出にあたっては、施工部分の継手チェックシートを添付すること。 なお、工事日報及び継手チェックシートには任意のNoを設け相互にリンクさせること。

- (3)最初の測点で撮影した土工及び管布設工の写真を仮工事写真として施工後、速やかに提出し、監督職員の確認を受けること。
- (4)納品書(写し)又は出荷証明書(原本)は集計表を添付して提出すること。
- (5) 広島県水道広域連合企業団東広島事務所の定める「請負工事における施工管理基準」に基づき、 出来形管理並びに品質管理を行い、現場作業の完了後、速やかに出来形管理図表、出来形数量 対比図表、品質管理図表、各種試験成績図表を提出すること。また、横断図には占用位置として 、官民境界又は構造物からの離隔を記入すること。
- (6)竣工図は工事日報とあわせて、順次作成を行い現場作業が完了後、速やかに提出すること。なお、横断図は測点ごとに作成し、延長が50m未満の場合は、監督職員が指示する箇所において作成すること。
- (7) 工事写真は広島県水道広域連合企業団東広島事務所の定める「請負工事における施工管理基準」 に基づいて写真管理を行い、現場作業が完了後、速やかに提出すること。なお、土工関連写真と 本管布設位置及び管布設関連写真は分冊として提出すること。